



鳥取県公報

平成13年2月6日(火)
第7253号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任（耕地課）.....	1
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（"）.....	2
	都市計画事業の認可（都市計画課）.....	2
	建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（建築課）.....	3

告 示

鳥取県告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|--------------------|
| 理 事 | 井 上 万吉男 | 米子市東福原 6 - 14 - 45 |
| " | 永 見 新 一 | 米子市両三柳2185 |
| " | 竹 中 敬 司 | 米子市目久美町299 |
| " | 松 本 要 | 米子市旗ヶ崎 5 - 1 - 38 |
| " | 門 脇 憲 晃 | 米子市夜見町140 |
| " | 井 田 昭 | 米子市富益町4468 |
| " | 井 田 義 美 | 米子市和田町2536 |
| " | 高 尾 俊 寛 | 米子市彦名町6922 |
| " | 吉 岡 登 | 米子市葭津1816 |
| " | 永 見 元 | 境港市小篠津町890 |
| " | 阿 部 隆 | 境港市高松町168 |
| " | 清 水 浄 | 境港市上道町538 - 1 |
| " | 松 本 義 人 | 境港市渡町936 |
| " | 浜 田 靖 | 境港市外江町1937 |
| 監 事 | 安 井 勉 | 米子市皆生532 |
| " | 安 田 淳 美 | 米子市大篠津町1931 |
| " | 濱 武 夫 | 境港市花町60 - 2 |

平成13年1月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	安 井 勉	米子市皆生 1 - 15 - 18
"	永 見 新 一	米子市両三柳2185
"	廣 東 理 一	米子市車尾223
"	竹 中 敬 司	米子市目久美町299
"	松 本 要	米子市旗ヶ崎 5 - 1 - 38
"	門 脇 憲 晃	米子市夜見町140
"	井 田 昭	米子市富益町1150
"	井 田 義 美	米子市和田町2536
"	藤 岡 龍 二	米子市彦名町4901
"	吉 岡 登	米子市葭津1816
"	岡 田 喬	境港市新屋町600
"	阿 部 隆	境港市高松町168
"	清 水 浄	境港市上道町538 - 1
"	築 谷 克 己	境港市渡町2135
"	柏 木 慶	境港市清水町709
監 事	生 林 隆 輝	米子市西福原 9 - 1 - 32
"	安 田 淳 美	米子市大篠津町1931
"	濱 武 夫	境港市花町60 - 2

平成13年1月21日就任 任期4年

鳥取県告示第47号

鳥取市が行う土地改良事業に係る三津地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年2月7日から20日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画汚物処理場 4号 蔵田・馬場地区農業集落排水処理施設
- 3 事業施行期間
平成13年2月6日から平成15年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 鳥取市数津字西下澤及び字井戸場向
(2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第49号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第2項（第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）及び第7条の2第2項（第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定確認検査機関の指定をしたので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

平成13年2月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地
財団法人鳥取県建築住宅検査センター
鳥取市田園町三丁目375
- 2 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号、第2号、第9号、第10号、第13号及び第14号に掲げる区分
- 3 業務区域
鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
鳥取市田園町三丁目375

